

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案 新旧対照条文 目次

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）（第一条関係）	1
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第二条関係）	3
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第三条関係）	4

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案 新旧対照条文
 ○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

<p>（地区計画等に定める事項のうち都道府県知事への協議等を要するもの）</p> <p>第十三条 法第十九条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。</p>	<p>（地区計画等に定める事項のうち都道府県知事への協議等を要するもの）</p> <p>第十三条 法第十九条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。</p>
<p>地区計画等</p>	<p>地区計画等</p>
<p>事 項</p>	<p>事 項</p>
<p>一～四（略）</p> <p>五 再開発等促進区又は開発整備促進区内において定めるものを除く。）</p>	<p>一～四（略）</p> <p>五 再開発等促進区又は開発整備促進区内において定めるものを除く。）</p>
<p>六 法第十二条の十一に規定する道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域及び当該区域内における同条に規定する建築物等の建築又は建設の限界</p>	<p>六 法第十二条の十一に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域及び当該区域内における同条に規定する建築物等の建築又は建設の限界</p>
<p>七（略）</p>	<p>七（略）</p>
<p>市街化調整区域内において定める地区計画</p>	<p>市街化調整区域内において定める地区計画</p>
<p>一～四（略）</p> <p>五 建築物等に関する事項のうち、建築物の緑化率の最低限度、建築物等の形態若しくは色彩その他の意匠の制限又は垣若</p>	<p>一～四（略）</p> <p>五 建築物等に関する事項のうち、建築物の緑化率の最低限度、建築物等の形態若しくは色彩その他の意匠の制限又は垣若</p>

(略)	(略)	<p>しくは柵の構造の制限以外のもの</p> <p>六 法第十二条の十一に規定する道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域及び当該区域内における同条に規定する建築物等の建築又は建設の限界</p>
<p>(法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為)</p> <p>第三十七条の三 法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であつて、法第十二条の十一に規定する建築物等の建築又は建設の限界に適合して行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該道路を管理することとなる者が行う建築物の建築</p>		
(略)	(略)	<p>しくはさく<small>の</small>構造の制限以外のもの</p> <p>六 法第十二条の十一に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域及び当該区域内における同条に規定する建築物等の建築又は建設の限界</p>
<p>(法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為)</p> <p>第三十七条の三 法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であつて、法第十二条の十一に規定する建築物等の建築又は建設の限界に適合して行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該都市計画施設である道路を管理することとなる者が行う建築物の建築</p>		

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（無利子貸付けの財源となる出資金又は補助金の出資又は交付に係る地方公共団体）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第四号の政令で定める地方公共団体及び同項第七号の政令で定める地方公共団体は、次の各号に掲げる出資金及び補助金の区分に応じ、当該各号に定める地方公共団体とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（無利子貸付けの財源となる出資金又は補助金の出資又は交付に係る地方公共団体）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第四号の政令で定める地方公共団体及び同項第六号の政令で定める地方公共団体は、次の各号に掲げる出資金及び補助金の区分に応じ、当該各号に定める地方公共団体とする。</p> <p>一・二 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（地区計画等の区域内において条例で定める制限） 第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく 条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容 として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合する ものでなければならぬ。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 建築物の建蔽率の最高限度 十分の三以上の数値であるこ と。</p> <p>四〇九 （略）</p> <p>十 建築物の建築の限界 都市計画法第十二条の十一に規定す る道路の整備上合理的に必要な建築の限界であること。</p> <p>十一〇十五 （略）</p> <p>二〇一二 （略）</p>	<p>（地区計画等の区域内において条例で定める制限） 第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく 条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容 として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合する ものでなければならぬ。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 建築物の建ぺい率の最高限度 十分の三以上の数値である こと。</p> <p>四〇九 （略）</p> <p>十 建築物の建築の限界 都市計画法第十二条の十一に規定す る都市計画施設である道路の整備上合理的に必要な建築の限 界であること。</p> <p>十一〇十五 （略）</p> <p>二〇一二 （略）</p>